

福島県総合教育会議 運営規程（案）

平成二十七年 月 日

（趣旨）

第一条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法律」という。）第一条の四第九項の規定に基づき福島県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第二条 知事は、法律第一条の四第三項の規定に基づき会議を招集しようとするときは、あらかじめ、その日時、場所及び協議・調整する事項を福島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に文書により通知するものとする。

2 教育委員会は、法律第一条の四第四項の規定に基づき会議の招集を求める場合は、事前に文書をもって行うものとする。

（協議、調整する事項の提示、決定方法）

第三条 協議、調整する事項は、あらかじめ知事と教育委員会が調整した上で知事がこれを決定し、前条第一項の規定により、事前に通知するものとする。

（欠席の届出）

第四条 教育委員会委員は、やむを得ない事由により会議に出席することができないときは、招集された期日の前にその旨を知事に届け出なければならない。

（会議）

第五条 会議に議長を置く。

- 2 議長は知事をもって充てる。
- 3 議長は、会議を統括する。
- 4 知事は、緊急の場合、教育長のみの出席をもって会議を開催することができる。
- 5 前項により開催する会議で協議・調整を行う事項は、事前に教育委員会が対応の方針について意思決定しているもの、または教育委員会が教育長に対応を一任しているものに限る。
- 6 知事は、必要に応じ、あらかじめ教育委員会と調整した上で、法律第一条の四第二項に規定する構成員以外の者を会議に出席させ、又は出席を要請することができる。

(傍聴人)

第六条 傍聴人はすべて議長の命に従わなければならない。

- 2 議長はそのときの状況により傍聴人の数を制限することができる。
- 3 議長は次の各号の一に該当すると認めたときは、その者を傍聴させないことができる。
 - 一 児器等其他危険のおそれがある物品を携帯した者
 - 二 酒に酔った者
 - 三 他人に不快の念をいだかせる者
 - 四 その他審理の公正が害されると認められた者

(会議録)

第七条 会議録に記載する事項は、おおむね次のとおりとする。

- 一 開催の日時及び場所
 - 二 出席及び欠席委員の氏名
 - 三 議題
 - 四 協議・調整内容の要旨
 - 五 その他会議において必要と認めた事項
- 2 会議録の公表は、ホームページに掲載することにより行う。

(会議の非公開)

第八条 法律第一条の四第六項の規定に基づき会議を非公開とする基準は、次のとおりとする。

- 一 いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合
- 二 県や教育委員会の意思決定の前に情報を公開することで公益を害するおそれがある場合
- 三 その他知事が公益上必要と判断した場合

(庶務)

第九条 会議の庶務は、総務部知事公室政策調査課において処理する。

(雑則)

第十条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、知事が会議に諮つて定める。

附 則

この規程は、　月　　日から施行する。

＜参照条文＞

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害される恐れがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し、必要な事項は、総合教育会議が定める。